

報告第1号

平成25年度東京都台東区一般会計補正予算（第6回）の
専決処分について

東京都知事選挙の執行に要する経費について早急に予算措置を講じる必要が生じたため、標記予算を専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき報告する。

平成26年2月7日

東京都台東区長 吉 住 弘



専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分する。

平成25年度東京都台東区一般会計補正予算（第6回）

（別 紙）

理由

平成26年2月9日に東京都知事選挙が行われることとなり、同選挙の執行に要する経費について予算上の措置をとる必要が生じた。

本件については、公正な選挙を円滑に行うため早急に措置する必要があり、区議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成25年12月26日

東京都台東区長 吉 住 弘

平成25年度東京都台東区一般会計補正予算（第6回）

平成25年度東京都台東区一般会計補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ61,330千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ90,779,681千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月26日

東京都台東区長 吉住 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 都支出金		6,742,382	61,330	6,803,712
	3 都委託金	558,276	61,330	619,606
歳入合計		90,718,351	61,330	90,779,681

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		11,361,628	61,330	11,422,958
	5 選挙費	127,286	61,330	188,616
歳出合計		90,718,351	61,330	90,779,681